

第25回 逢初川土石流災害に係る行政対応検証委員会－議事録－

日 時	令和5年12月28日(木) 13時30分～	
場 所	県庁別館2階 第3会議室A	
出席者	経営管理部総務局長 経営管理部総務局参事 暮らし・環境部廃棄物リサイクル課長 暮らし・環境部盛土対策課長 経済産業部森林保全課長 交通基盤部砂防課長 交通基盤部土地対策課長	内藤 信一 清水 大全 片山 広文 望月 満 大川井 敏文 杉本 敏彦 福田 吉宏
議 事	・各法令に係る行政対応に関する考察等についての意見交換⑭ (廃掃法④つづき)	

1 開 会 (13時30分開始)

2 議事項目(これより内藤総務局長が議事進行を務めた。)

- ・各法令に係る行政対応に関する考察等についての意見交換⑭(廃掃法④つづき)

3 議事の内容

○内藤総務局長

ただいまから、逢初川土石流災害に係る行政対応庁内研修委員会、第25回会議を開催します。

昨日の続きで、廃棄物処理法の関係の意見交換を行っていきたいと思います。説明は、片山課長から昨日していただいたので、意見交換に早速入っていきたいと思います。何か御意見がある方いらっしゃいましたら、御発言をお願いします。

○清水総務局参事

結構長くなりますけど、よろしいですか。

昨日、ちゃんと確認できてなくて申し訳ありませんでした。確認をさせていただいて、本当は対案みたいなのを示すべきところなんですが、見ながら思ったところについて、主なところを意見としてお伝えさせていただけたらと思います。

まず、5ページ一番上の「土砂や伐採木の取扱について」というところの中の下の方の「総体的に価値があれば有価物とするのが一般的な見解である」となっているんですけど、この見解というのは誰のどの見解とか、どこに書いてあるとか、もしそういうのあるんだったら、これによるとこうされているみたいな形にした方がいいのかなと思ったのと、あと、「総体的な価値」というの

はちょっと意味が取りにくいなと思って。

○片山廃棄物リサイクル課長

もう少し砕けて分かりやすい方がいいということですか。

○清水総務局参事

どういう意味なのかなと思って。

ちなみに、一般的に廃棄物が混ざったものというのは総体的に価値があるって言えるものなのかどうなのかというのがちょっとあったので、これってどういうふうに捉えればいいのか、もうちょっと詳しく分かればなと思ったところです。

この間、前々回やったときに、ここの定義のところを確認できればするみたいな形になっていたかと思うのですが、それはまだ確認は取れていないんですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

そのところですが、前提条件が分からないと環境省も答えてくれないので。

○清水総務局参事

前提条件。

○片山廃棄物リサイクル課長

この中でいくと、どこですか。

○清水総務局参事

工作物の解釈でしたか。擁壁なども工作物に入ってくるので、建築物だと建物を建てないとダメだけど、工作物だと結構広いので、造成をして擁壁などを造ったりすればそれは工作物になってくるので、その工作物にそういうものが含まれるのであれば、宅地造成をするという目的の下に樹木とかを伐採したら産廃になるという解釈もあるんじゃないかみたいな。

○片山廃棄物リサイクル課長

解釈は両方あると思うんですが。基本的には事業系一般廃棄物で、ここに、4ページの表の中に書いてあるとおりというか、「工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの」。これ、後ろが切れているな。「に限る」という表現だったと思うんですけど。

○清水総務局参事

そうすると、擁壁が工作物ということであれば、宅地造成をするための伐採とかで生じた木は産廃になるというふうに考えちゃっていいということですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

そこは、この解釈どおりじゃないですか。ここに書いてある定義どおりというか。

○清水総務局参事

ということは、産廃でいいということになるということですかね。

○片山廃棄物リサイクル課長

「に限る」になっているので、工作物というのが何かということになって、それをどう取るかという話になってくると思うのですけどね。

○清水総務局参事

なので、そこというのは、あっちではこれは工作物だけでも、こっちではこれは工作物じゃないみたいな、そういう。

○片山廃棄物リサイクル課長

ケース・バイ・ケースがある可能性はあるということかなと考えているんですけど。

○清水総務局参事

そこはちょっと。

○片山廃棄物リサイクル課長

工作物の新築、改築があるかとまず考える、考えればいいんじゃないかなと思うんですけど。

○清水総務局参事

宅地造成をするために、どうしてもやっぱり森林であるところを開発して宅地造成するとすると、先に木を切るじゃないですか。それで、何で木を切ったかという、それは宅地造成するために切っているのであって、宅地造成をするための擁壁を設置するために木を切ったということであれば、何らかの工作物の新築のために生じた木というふうに読めそうな気がしちゃうんですけど。

○内藤総務局長

4ページのこれを見ると、工作物の新設、改築、除去に伴って生じたものは産廃だけど、単なる土地造成のために伐採された木というのは一般廃棄物だよというふうになっていますよね。

○清水総務局参事

でも、それって、そんなことを言っちゃうと、切った木は全部、一廃ということですよ。

○内藤総務局長

4ページにはそう書かれているんで、これが合っているかどうか分からないけど、これはどこか

ら。

○清水総務局参事

逆に言うと、そういうふうに解釈するというんだったら、切った木は全部一廃というふうになると思うんですけど。

○片山廃棄物リサイクル課長

基本は一廃ですよ。

○清水総務局参事

造成のために切った木は全部一廃ということになっちゃうと思うんですけど。

○片山廃棄物リサイクル課長

産廃の方は業種限定が書いてあって狭くなるんですよ。なので、逆に擁壁を造った場合は、擁壁を伴う造成があって、その一環で切られた木は産廃か、ということですか。

○清水総務局参事

そういうこと。そういう気がしちゃうんですけど。

○内藤総務局長

例えば、擁壁って木なんか使われていないからあれだけど、要は建築物に木が使われていて。

○清水総務局参事

でも、建築物じゃない。工作物ですもんね。

○内藤総務局長

工作物だけど、だから、要は木材で建てられた工作物ということでしょう。

○清水総務局参事

いや、違うんじゃないですか。そういうことなんですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

なので、工作物の新築、改築、除去というのがあって。

○内藤総務局長

(そういうもの)に伴って生じたものなので。

○清水総務局参事

木材で使った工作物ってなっているんですか、それは。木材を使った工作物って定義じゃないですね。

○内藤総務局長

工作物の一部が木材、木製であって、それを。

○清水総務局参事

そういうふうを書いてくないですか。

○内藤総務局長

書いていないというか、普通に読めばね。だって、単なる造成のために伐採された木は一般廃棄物って書いてあるんですよ、一方で。

○清水総務局参事

それ、単なる造成というのは、本当に何も工作物を造らないという前提の話ですよ。

○内藤総務局長

だから、それは、造成して何も造らないわけないので、それはいつかは造るじゃないですか、建物は。それだからといって、じゃあ。

○清水総務局参事

建物というか、造成するためには、擁壁は絶対造らなきゃいけないんですよ、多分。宅地造成するんだとしたら。ああいうところに造ろうとしたら。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

谷側にブロック積みとかを造って、基礎をそういうのでブロック積みで固めた上に盛土していく。

○清水総務局参事

していくということですよ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

よくある造成の仕方ではあるので。

○清水総務局参事

そうすると、そのブロック積みというのは工作物じゃない。この間、どこかにそういう定義が、ブロック積みみたいなのも工作物に含まれるという解釈があるみたいな話があったから。

○片山廃棄物リサイクル課長

建設業法にそういうふう書いてあるけど。

○内藤総務局長

そういうのって、工事から発生すると言えるのかね、そういうのは。

○片山廃棄物リサイクル課長

今言ったように、擁壁造るときに型枠があって、それが木だよというのはある。

○清水総務局参事

そんなブチブチに切るんですか。

○内藤総務局長

今のもあり得るよね。擁壁の枠が木でできていて、それが出たのは、それは産廃だって話ですよ。

○片山廃棄物リサイクル課長

それが擁壁、それがコンクリートの型枠なら。

○内藤総務局長

擁壁を造るときに、もともと生えていた木を切って、その木というのは一般廃棄物だろうという話でしょう。

○清水総務局参事

ということでいいんですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

というふうに読むのかなというふうに考えていますけども。

○清水総務局参事

それは国もそういう見解ということでいいんですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

言葉どおりというか、条件の方が。

○内藤総務局長

言葉どおり読めばそういうふうに。そんなことを言ったら、造成のために切った木は全部産廃になっちゃうよね。

○清水総務局参事

産廃じゃないんですか。

○内藤総務局長

逆に一般廃棄物になる木があるのかという、そういうことをするとね。

○清水総務局参事

なので、自然に倒れた木とか。

○福田土地対策課長

庭木とか。

○内藤総務局長

でも、造成のためにやった木なんですから。

○清水総務局参事

何のために造成するかって、事業として造成する、それだから事業系一般廃棄物なんですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

事業で出たからといって産廃だよという考えはないと言っているの、事業系がつくんですよ、昨日、話があったんですけど。そこで、究極は適正に処理されていけばいいんですけど。

○清水総務局参事

どっちにしてもですね。この間、そういう話があったんで、そこがちょっとどうかと思って。

○片山廃棄物リサイクル課長

それで、あと、こっちとこっちと合っているかどうかというところですよ。今、5ページって言われているような気がしたので。

○清水総務局参事

ちょっと足りないんですか。そんなことはないのか。

○片山廃棄物リサイクル課長

足りないです。括弧が。

○清水総務局参事

建築物その他とかが足りないんですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

これ、後ろに何か鍵(括弧)とか入っていたと思うので、ちょっと確認します、ここ。
それで、あと、右側に、もう1回、伐採木の話があるんですよね。5ページに。

○清水総務局参事

ちょっとその考え方が。

○片山廃棄物リサイクル課長

ちょっと確認すると、擁壁を造るために使う木は・・・。

○清水総務局参事

結局、宅地造成するときに、ああいうところに宅地造成すると、どこかの時点では、多分、工程の違いだけだと思うんですけど、木を切る工程があって、土をならしたりとかして、盛土をして、擁壁を造る工程があって。

○片山廃棄物リサイクル課長

そこで切った木ということですね。

○清水総務局参事

そう。結局、何で木を切るかという、そういうものを造るために木を切るわけじゃないですか。なので、そこで木を切る行為というのは、ただそこをならすために、造るために切っているんですよというふうに、そこで工程を切って考えるのか、それとも宅地造成という全体を捉えて考えるのかちょっと分からないので、ブツブツ切って考えるんだったら今の考え方でいいと思うんですけど、何のために切るかといったら、最終的には宅地造成するために切っているとすれば、そこでブチって切るのは変な気がしています。

○内藤総務局長

そうすると、逆に一般廃棄物になる場合というのはどういう場合なのか。

○清水総務局参事

なので、自然に倒れた木とか、なので、結局、宅地造成するために。

○内藤総務局長

自然に倒れた木。

○片山廃棄物リサイクル課長

自然災害でとか。

○内藤総務局長

ここに書いてある。土地造成のために伐採された木というのは一般廃棄物だって書いてある。

○清水総務局参事

それってどこに書いてあるんですか。

○内藤総務局長

事務系一般廃棄物の一番下に、単なる土地造成のために伐採された木も含まれるって書いてあるよ。

○清水総務局参事

これは何かから引っ張ってきているんですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

これ、何かから引っ張ってきたと思います。

○清水総務局参事

建設工事で刈られて不要になった木や、単なる土地造成というのはどういう土地造成のことを言っているんですか。

○内藤総務局長

だから、それがよく分からない。

○清水総務局参事

単なる土地造成、土地造成というのは、ならすことを土地造成と言うんですか。それ、よく分からないです。

○内藤総務局長

いや、だから、自分の解釈としては、造成するときに生えていた木を切った。その木というのは一般廃棄物であって、さっき片山さんが言ったように、擁壁の型枠で木があって、それが出てきたやつは、それは産廃だよという、そういう分けなのかなと思うんだけど。

○清水総務局参事

それでは、もう一廃か産廃かって迷う余地がないということですよ。

○内藤総務局長

というような気がするんだけどね。

○清水総務局参事

伐採木がボーンって捨ててあれば、もう一廃ということなんですね。

○内藤総務局長

伐採木は、だから、一廃。

○清水総務局参事

木杵みたいな、そういうのが落ちていたら産廃かもしれないという。

○内藤総務局長

それは明らかに産廃だよ。そうでないとすると、非常にみんな迷っちゃうんじゃないの、これ。これは一廃か産廃かという。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

ただ、この「単なる」という言葉が。

○内藤総務局長

わざわざついている。それがよく分からないね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そこに書いてある意味が何かあるのかな。「単なる」を取っちゃうと、「単なる」に意味はないかもしれない。

○片山廃棄物リサイクル課長

まず、もう1回、出典を確認しておいた方がいいのかもしれない。

○内藤総務局長

例えば、今みたいなことを国に聞けませんかというのが清水さんのリクエストだと思うのですが。

具体的に今みたいな例を挙げて聞いてみると。

○清水総務局参事

単純化して。多分、いろいろ条件をつけるとまた複雑になっちゃいそうなので。

○片山廃棄物リサイクル課長

あと、また来る(回答)のは都道府県が解釈してくれればいいですよ、書いてあるとおりですって。

○清水総務局参事
無責任ですね。

○片山廃棄物リサイクル課長
技術的な助言ですから。

○清水総務局参事
助言というか、解釈、運用を確認しているので、助言じゃないですよ。

○内藤総務局長
都道府県によって定義が違っちゃうと。

○片山廃棄物リサイクル課長
違うってありますよ、実際。東京は産廃って言っているけど、ほかの自治体は一廃とか。

○内藤総務局長
そうですか。

○片山廃棄物リサイクル課長
あります。あと、浜松は一廃って言っているけど、県は産廃だ。ざらにあります。

○内藤総務局長
なるほど。

○清水総務局参事
それが普通だというのが、逆に法律の運用としてどうなんだろうと思っちゃいますけど、本当にそれでいいのかなって気がしますよね。

○望月盛土対策課長
さっき清水さんが総体的に云々という話をしていましたよね。実際にあつた話として、ある工場のところでスラッジというか、ごみが出たんですけど、それ、ぱっと見ると、当然、産廃になるじゃないですか。だけど、実際にそれを使える人、使いたいというところがあるわけですよ。何かというと、それって非常に硬くなるんですね。そうすると、硬く使えるような場所があるわけですね。そうすると、有料になります。だけど、方やそのものは廃棄物にしちゃうとゴミになるわけなので、それを適当に捨てられると、もう本当に産廃になっちゃう。

だから、総体的にというのは、ある人にとってみれば有効な資源、ある人が見たら無価値。だから、この産廃というのは非常に判断に迷うというのがあって、総合的に判断というのはそういう意

味で、総合的に考えなさいというのが国の、これ、最高裁の判例の話だと思ったんですけど。

○清水総務局参事

そうなんですか。

○望月盛土対策課長

そうなんです。我々も、盛土の中に産廃が入っているかどうかというのがあって、判断がつかないんですよ。人によって変わってきちゃうので。そういうのがあってね。

○清水総務局参事

分かりました。対処しにくいんですね。

○内藤総務局長

総体的って、今、望月さんが言った総体的と字が違うような気がするんですけど。相対するでしょう、今の。

○望月盛土対策課長

違う、総合的に判断しなさいと。

○内藤総務局長

そういう意味。

○望月盛土対策課長

これが全部で5つぐらいの項目があって。

○片山廃棄物リサイクル課長

いわゆる総合判断説とかって言われているものです。

○内藤総務局長

それなら分かりますけど、今、「ある人にとっては」という言い方をされたので、そうだとすると総体的な総が違うのかなと思った。

○望月盛土対策課長

要は、極端な話、有価物になればいいんですよ。そうすると、本来は、例えば、あるお金をもらって処分するというと明らかに廃棄物になっちゃうから、100円頂いて有価物扱いをして引き取ってもらうと。

○清水総務局参事

偽装的なやつですよ。

○片山廃棄物リサイクル課長

よく言うのは、1円で買いますよって言って、実際は、何とか費とって、別に50円くれとかって。

○内藤総務局長

逆有償ですね。

○清水総務局参事

何とかみたいなのを払っている場合は何とかみたいなのがありましたよね。どこかに解説が書いてありましたね。分かりました。

○片山廃棄物リサイクル課長

さっきの廃棄物の伐採木のところだけど、単なる土地造成のための伐採って事業系ですよ。単なる」とついている解説があったんだっけ。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理

解説にないです。

○片山廃棄物リサイクル課長

ない。「造成が」って書いてある。土地造成が。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理

それは大阪府の見解で。

○片山廃棄物リサイクル課長

大阪府がそういった見解があったという。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理

資料はあります。

○片山廃棄物リサイクル課長

大阪の解説でそういうのがあって、「単なる」。

○片山廃棄物リサイクル課長

地方自治体でそれは違うというふうになっている。

○内藤総務局長

大阪というのがよく分からないけど、うちの県は大阪に倣っているということ。

○片山廃棄物リサイクル課長

見解は、だから、ケース・バイ・ケースであり得るというふうに考えていますけど。

○清水総務局参事

ちなみに、廃棄物の関係って、他県との連絡会議みたいなものは、あったりするんですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

それはあります。参考に聞かせてください、とって。

○清水総務局参事

事例集の研究みたいなのもやったりとか。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうです。うちはこう考えていますよ、うちは産廃と考えていますよ、うちは一廃と考えていますよ、理屈はこうだからこうです。

○清水総務局参事

そういうところって、場合によっては皆さんの様子を伺いながら……。

○片山廃棄物リサイクル課長

そういう意味で言えば、裁量の範囲が広いというか、幅が広いというか。

○清水総務局参事

分かりました。

次に5ページの一番下の囲みで、これ、用語解説ということで入れてくださっていると思うんですが、「根株等を含む剥ぎ取り表土とは」ということで、用語解説のように見えるんですけど、書いてあることを見ると、剥ぎ取り表土についての解説になっていないなと思って。剥ぎ取り表土って何という解説かなというふうに見えるんですけど、剥ぎ取り表土の解説にちょっと見えなかったもんですから。

○片山廃棄物リサイクル課長

これ、タイトルそのものじゃないってことか。

○清水総務局参事

根株等の自然還元利用とはみたいな、だったらいいのかもしれないですけど。

○片山廃棄物リサイクル課長

米印の「剥ぎ取り表土とは」というのと、自然還元利用が、というのと合っていないよ、そういうことですかね。

○清水総務局参事

この表土というのはこういうものだよ、ということが書いてあるのかなって思ったんですけど、読んでいくと剥ぎ取り表土とがどういうものなのか書いていないな、と思って。どっちが皆さんに伝えたいことなのかというのはあるんですけど。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。ここで言いたかったのは、いわゆる自然還元という、木についてはそういう考え方があるよというのをこの辺りで言いたかったという、そういう趣旨をここに書いたんですけど。

○清水総務局参事

それで、「盛土材として利用する場合は規制されていない」というのは、よく分からないですけど、木を切ったりして、その木くずみたいなのが表土にあって、それを盛っていてもそれは別にいけないことじゃないという意味合いなんですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね、木がそこにあるじゃないと言われても、還元利用、自然還元して使うという考え方はありますよと。

○清水総務局参事

自然還元ではない。朽ちて土になる、返るみたいな、そういうイメージってことなんですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

そういう考え、そうですね。

○清水総務局参事

それって、盛土からは有機物を除くようにというところとうまく合致しないところもあるかなって気がするんですけど、そこら辺はすり合わせみたいなものはあるんですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

誰とですか。

○清水総務局参事

誰とというか、一方で、過去に盛土等から有機物とかを除くようにみたいな指導をしているじゃ

ないですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。

○清水総務局参事

一方で、こういう場合は混ざっていてもいい。

○片山廃棄物リサイクル課長

利用するという。

○清水総務局参事

整合がどうなっているのかというのは本論じゃないですけど、気になったので口に出しちゃったんですが、ここはそれだけです。

あと、10ページの真ん中辺にある囲みの「事実認定とは」というところがあって、その2段落目、「行政庁の裁量処分については」云々というところがあるんですが、ここは、またどこの出典なのちょっと分かるようにした方がいいのかなと思って。これ、多分、判例か何かなんですかね。

○片山廃棄物リサイクル課長

これ、「一方」の後ですか。

○清水総務局参事

なので、「全く事実の基礎を欠く」、「事実誤認により「全く事実の基礎を欠く」又は「重要な事実の基礎を欠く」と評価された場合」「裁量権の逸脱、あるいは濫用と判断されることがある」って書いてあるんですけど、これが何から来ているのかなと思って。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理

これは特に出典はありません。裁判の内容に対して弁護士が述べているような内容の総括、弁護士の見解を述べた冊子からちょっと持ってきているものです。

○清水総務局参事

何か本があるということなんですか。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理

雑誌みたいなものに載っているだけです。

○片山廃棄物リサイクル課長

そういう弁護士がいる、述べている弁護士がいるというところですよ。

○清水総務局参事

県の顧問弁護士が言っているわけではなくて、判例についての解説みたいものを書いてある雑誌があって、それでそういう見解を示している弁護士さんがいて、このような趣旨のことが雑誌に書いてあるという、そういう…。

分かりました。それで、これをベースにして契約書が必要だとか、関係者の証言だけではなくて、契約書だとかその他、その事実を証する書類が必要だという後ろ盾になっているのはこれというふうに考えればいいですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

考え方は、はい。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理

そのとおりだと思います。

○清水総務局参事

前に、顧問弁護士がそういうふうに言っているのもあるみたいな話が過去にあった気がするんですけど、それはもうないんですけど。

○片山廃棄物リサイクル課長

それは、似ているけど、はっきりそれとイコールみたいな感じではなかった。それは確認してみたんですが、ズバっと言っているものではなかったということです。

○清水総務局参事

あとは、「全く事実の基礎を欠く」だとか「重要な事実の基礎を欠く」というのはどういう場合か、みたいな話は、その雑誌の中にそこまでは書いてないという感じですか。例えば、このケースではこういった事実が確認できなかったが、このように事実の基礎を欠くとか、そういう表現まではない感じですか。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理

そこを入れた方がいいですか。

○清水総務局参事

ちょっと分からないですが、どういうことが書いてあるか分からないですけど、「事実の基礎を欠く」というのが、当事者の証言だけでは足りなくて、このケースでは当事者の証言しかなかった、それをよりどころにしてやっているけど、これだと裏づけがなくて、こういうものは事実の基礎を欠く、こういう場合は事実の基礎を欠くので、このケースでは乱用と判断されたんだみたいな、何かそういう。

○片山廃棄物リサイクル課長

そのときもう少し詳細が分かるかというところですかね、その事実というところの。

○清水総務局参事

「事実の基礎を欠く」とはどういう状況のことを言うのかがもし分かれば、契約書とか事実関係を証するものがないというところの後ろ盾になるかなと思って。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理

今回の事案と直接関わりがある、もしくは似た裁判ではないので。

○清水総務局参事

もちろんそれはいいんですけど。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理

そこについては書かれていないと思います。

○清水総務局参事

なので、その裁判が事実の基礎を欠くというのはどういう状況だったのかなということです。

○内藤総務局長

要するに、18条報告とかであれだけ。

○清水総務局参事

そうです。

○内藤総務局長

あれをもってしても全く事実の基礎を欠くって言われちゃうのですか、とこういうことを言いたいんじゃないですか。

○清水総務局参事

まあ。

○片山廃棄物リサイクル課長

あるとすると、18条報告を三者から求めて、三者同じだった。あとは、その裏づけ証拠がなかったという場合によると、結果として、その人を悪者になっているんじゃないかという可能性もある。

○清水総務局参事

ただ、今回のケースで三者結託してというか、1人は本当に当事者なので。

○内藤総務局長

本人だもんね。

○清水総務局参事

そう。本人が「(排出事業者は)自分だよ」と言っている。ほかの2人は「(排出事業者は)あいつだ」って言っていて、いや、「自分は違う」という状況だったら2人がうそをついている可能性もあるというのは分かるんですけど、今回のケースは本人も含めて「自分だ」と言っているのに、なぜそれだけじゃ信用できないということになるのかがちょっと……。かつ18条報告でそういうふうには、本人が自分だと言っている状況があるので、それが不十分だというところの理解がちょっと難しいと思ってですね。

「自分は違う」と言っていて、ほかの2人が「あいつだ」という状況があるのなら、それだけじゃ信用できないというのは当然のことなので分かるんですけど、今回のケースはそこが、本人が「自分だ」と言っているものですから、何で駄目なのかなというところは、なかなか自分の中で払拭できないものですからこだわっていて……。

次は、10ページ一番下の「報告徴収とは」というところの、ここも解説を書いてくださっているんですけど、この説明も何かからの引用なんですかね。なので、もし引用しているものがあれば、何とかよりみたいなものがあつた方が説得力が出るかなという気がしています。

○片山廃棄物リサイクル課長

分かりました。ちょっとここは引用先を書きます。

○清水総務局参事

あと、12ページ以降の事実関係のところなんですけど、また、該当の文書の。

○片山廃棄物リサイクル課長

番号ですかね。

○清水総務局参事

ええ。あと、考察に行くんですが、24ページ一番下のポツの、24ページから25ページにかけてのところで、「三者から廃棄物の処理責任に関する18条報告を求め」と書いてあるんですけど、これは事実関係の方だと「排出事業者に関する18条報告」って書いてあつたので、単にこれだと表現が難しいなと思って。「排出事業者に関する」という感じじゃ駄目なのかな。

○内藤総務局長片山廃棄物リサイクル課長

排出事業者、これは同じ表現があるということですか？。

○清水総務局参事

事実関係だと、「排出事業者に関する18条報告」となっているんですが。

○片山廃棄物リサイクル課長

そこをそろえた方がいいですね。排出事業者、いつだったかな。何日かは分かりますか。

○清水総務局参事

2009年の8月27日ですかね。13ページ。

○片山廃棄物リサイクル課長

ここか。これと合わせます。ありがとうございます。

○清水総務局参事

25ページの1ポツ目のところで、「■■■が「自社利用のための仮置き」の主張について、その真偽を確かめるため」と書いてあるんですが、これを「■■■が排出事業者であることを確かめるため」みたいにされた方が。これは仮置き of 主張の真偽を確かめるという形にしないとまずいのかどうかわからなかったんですけど、後ろの方でも「自社利用のための仮置き」というのが出てくるので、この言葉を使った方がいいならこのままかなと思ったんですけど。

○片山廃棄物リサイクル課長

「その真偽を」というよりは、そうですね。

○清水総務局参事

そういう言い方が分かりやすいと思ったので。

あと、25ページの3ポツ目で、「元請業者、下請業者、・・・立場、役割等についても、18条報告を求めた」となっているんですけど、この報告を求めた結果がどうだったかというのも、もしあるのなら、ここに入れておいた方がいいかなと思うのですが。

○片山廃棄物リサイクル課長

これ、上と一緒にだったか分かる？ 元請、下請が、上の報告とは違う。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理

全く違います。

○片山廃棄物リサイクル課長

全く違うね。分かりました。

○清水総務局参事

それから、ここの部分、2つ聞いたよというのが書いてあるんですけど、それぞれ書くよりも、何々を明らかにするために誰と誰と誰にこれとこれ、こういうことを聞いた。その結果、こういう報告がなされたものの、XXXXXXXXXXを排出事業者にすることを証する誰々と誰々の間の契約書等の関係書類の提出はなかったとか、キュツとまとめてもいいかもしれないと思います。何を聞いたかということと、聞いた結果、何が分かって何が分からなかったかというぐらいに、全員、人は書かなくても、キュツてするだけでもいいかもしれないと思いました。

○片山廃棄物リサイクル課長

分かりました。ちょっと書き方は考えます。

○清水総務局参事

26ページの上から1ポツ目と2ポツ目、ちょっと読んでいて意味が取りにくいと思うんですけど、もっと易しく分かりやすい表現にできたらなというのが。

○片山廃棄物リサイクル課長

両ポツともですか。

○清水総務局参事

ちょっと難しいというか、いろいろな要素があって意味を取りにくいかもしれないと思って。

○片山廃棄物リサイクル課長

もっと分かりやすくないかという感じですか。

○清水総務局参事

読んでいて、ちょっと難しいなと思って。

あと、1点、上から2ポツ目でちょっと気になったのが、一番最初に、「一般的に18条報告は違反行為の疑いのある者に求めるケースが多く」と書いてあるんですけど、これは、違反している人だから、こういった人たちからの18条報告は信用できない、というニュアンスで書いてあるんですかね。

○片山廃棄物リサイクル課長

そういう意味ではないです。

○清水総務局参事

そうすると、これはどう取ればいいのか。なくてもつながるような気もして、そこは、逆に信用できないからという意味だったらもう要らないんじゃないかなと思ったのと、ただ、そうじゃないとするとどういう意味かなというところもあるんですけど。

○片山廃棄物リサイクル課長

逆になくてもいいのか、ない方がいいんじゃないかということですか。

○清水総務局参事

逆にこういうことを求めるところだとしたら、「求めるケースが多く」ということを理由にするんじゃないなくて、さっきの判例からこういうことが必要だとされているので、ということを行った方が説得力があるかなと思いました。

あと、考察のところ、今、26ページの上から2ポツ目の考察で終わっているんですけど、例えば当時、XXXXXXXXXXをいろいろ調べた結果があるじゃないですか。その結果を踏まえて、XXXXXXXXXXを排出事業者と特定し得るか法律相談をして、その後の対応を決める余地もあったのではないかと、そういったような考察は、入れるのが可能だったらあってもいいかもしれないと思いました。

○片山廃棄物リサイクル課長

分かりました。

○清水総務局参事

あと、26ページの(2)の事実関係の1ポツ目の一番最後に「カネの流れを把握するために」というふうに書いてあるんですけど、これ、契約関係等とかではダメなんですかね。金の流れはやっぱり「カネの流れ」なんですかね。

○片山廃棄物リサイクル課長

ちょっと露骨ですか。ちょっと表現を考えます。

○内藤総務局長

金の流れってどうやって調査できるんですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

帳簿を見る。

○内藤総務局長

そういう調査権はあるんだ。

○片山廃棄物リサイクル課長

あります。

○清水総務局参事

そうすると、契約書や帳簿関係というふうに書いてもいいですかね。

26ページが一番下のポツで、「産業廃棄物の委託契約書や」と書いてあるんですけど、ちょっと言葉が足りないかもしれない。産業廃棄物の委託契約書ってちょっと何か……、産業廃棄物を何々する契約書だとか。

○片山廃棄物リサイクル課長

集荷収集運搬とか処理。産業廃棄物処理の処理。

○清水総務局参事

処理に関する。

○片山廃棄物リサイクル課長

処理に関するか。

○清水総務局参事

あと、「**■**の指示内容」というのも、何々についての指示内容か、というのがあった方がいいかもしれないなど。

次が、27ページの「考察」の1ポツ目の下から4行目の後ろの方から平成22年法改正のくだりがあるんですけど、前の文と「平成22年改正法の施行により」というのは、どうもつながっているようには見えなくて。

「推認していたと考えられる。平成22年改正法の施行により～(云々かんぬん)行政処分をする方針を検討するという選択肢もあり得たと考えられる」というのは、「～推認していたと考えられる。けど、しかしながら～」ということなんですかね。逆に言うと、違うポツにして、「行政処分をする方針を検討するという選択肢も」ってあるんですけど、「**■**が行っている保管行為について行政処分を検討する」というような形で、もう1個ポツを起こして、「しかしながら」とかでつないでもいいのかなど。

○片山廃棄物リサイクル課長

「**■**が行った行為について」、何々行為についてか。「行った丸々行為について。」、「平成22年の施行により改正となった」、改行して、ポツにして。

○清水総務局参事

新しいポツでも、その方が分かりやすいかもしれない。「推認していたと考えられるけど、しかし、平成22年の法改正により保管行為も処分の対象となっていたことから、**■**が行っていた、行為についても、この保管とみなして～」というような。

○片山廃棄物リサイクル課長

はい。

○清水総務局参事

だんだん細くなっていっちゃって恐縮ですけど、考察の2ポツ目で、「法に基づく18条報告を求めて粘り強く全容把握に」となっているんですが、粘り強く感を出すためには、「こういうことをやったり、こういうことやったり、こういうことをやるなど粘り強く」みたいな形があってもいいのかなと。

○片山廃棄物リサイクル課長

取るという方法もありますよね。粘り強く感が出なかつたら取ります。

○清水総務局参事

あと、これも非常に細かい話ですが、その前段で、「■■■■ら処分者等」と書いてあるんですけど、処分者として特定していたみたい読みづらいかな、ここ。

○片山廃棄物リサイクル課長

ここは、はい。

表現としてどうかということですね。

○清水総務局参事

そうです。処分者ってもう決まっていたみたい。実際には特定はできていないということではないですもんね。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。

○清水総務局参事

たまたま現場にいた人たちだけど、実際に処分を行った人かどうかというところは。

○内藤総務局長

容疑者ってことですか。

○清水総務局参事

そんな感じじゃないですかね。

あと、同じポツで、「■■■■に対しては、清潔保持の義務の履行を求めた対応に妥当性はあったと考えられる」と書いてあるんですが、何を以て妥当性があったと言っているのか、その理由がないと思って。「履行を求めた対応は、これこれこういうことだから妥当性はある」とか、何で妥当性があると判断したのか、その理由、考えがないかなと思って。

○片山廃棄物リサイクル課長

はい。

○清水総務局参事

あと、その後の括弧書きの部分も、やっぱりその前の文と直接的につながっているように読めなかったので、やはり先ほどと同じように別のポツにして、丸々から措置命令の発出を検討する余地もあった、というような書きぶりにしてもいいのかなと思いました。

○片山廃棄物リサイクル課長

丸々から。改行してポツにして。

○清水総務局参事

これ、今、命令をするということもあったんじゃないみたいなことが書いてあるので、これこれこういう状況から措置命令の発出を検討する余地もあったんじゃないか、というような書きぶりにしてもいいのかなと思いました。

○片山廃棄物リサイクル課長

別項目立てて考えてみます。

○清水総務局参事

次のポツで、「原状回復を図るために、土地所有者でなくなった■■■■■に対し」「処理計画書の提出を求める他に手法はないと考えたと思われる」と書いてありますが、■■■■■に処理計画の提出を求めたのは所有権を移転する前だった気がするんですけど、この一文をどう捉えていいのかがちょっと分からない。

○片山廃棄物リサイクル課長

土地所有者など。

○清水総務局参事

「土地所有者でなくなった■■■■■に対し処理計画の提出を求めるほかに手法はない」って書いてあるんですけど。

○片山廃棄物リサイクル課長

土地所有者であったときはどうだったということが書かれてないということですかね。

○清水総務局参事

というか、この一文がどういう意味合いなのか分からないなと思って。

これ、■■■■■が土地所有者であったときの対応についての検証になるんですよ。

○片山廃棄物リサイクル課長

(土地所有者の立場、土地所有者でなくなった立場の)両方(の立場)があるのだから、土地所有者であったときはどうだったんだというのが欲しいということですか。

○清水総務局参事

土地所有者でなくなった後に処理計画を求めたんですけど、XXXXXXXXXXに。

○片山廃棄物リサイクル課長

所有者でなくなった…。

○清水総務局参事

XXXXさんに所有権が移った後に、処理計画って求めたんですけど。

○片山廃棄物リサイクル課長

求めたんだよね。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理

求めています。

○清水総務局参事

それって事実関係にあるんですけど。

○片山廃棄物リサイクル課長

記録の中にはないですね。記録の中にはないです。

○清水総務局参事

記録というのは、公文書の中には書いていない。

○片山廃棄物リサイクル課長

ないです。

○清水総務局参事

じゃあ、書けないんじゃないですか。それ、聴き取りか何かですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

出したという記録があるんですけど。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理

処理計画は求めています。■■■■に対して求めていますので。

○清水総務局参事

公文書に記録がないんですよね。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理

公文書、あります。

○清水総務局参事

それは、この事実関係に載っているんですけど。

○片山廃棄物リサイクル課課長

この整理した一覧の中には出てきていないんですよね。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理

結局、排出事業者が特定できなくて、土地所有者が、所有権が変わることも分かっていたので、その段階での話として載せています。

○清水総務局参事

でも、一番最初に処理計画だってもう出させているんですよね。その履行を求めればいいんじゃないですか。そういうわけじゃなくて。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理

それはもう大分前の話で、その後の話ですので、当初の、一番最初の段階の計画は履行されていないので、さらに処理計画を求めている。

○片山廃棄物リサイクル課課長

当初に履行計画の提出を求めているので、それを実行するように求めたという方が分かりやすいということですか。

○清水総務局参事

そうですね。なので、1回出してもらっているのに何でまた出してと言わなきゃいけないのかなということ。

○片山廃棄物リサイクル課課長

前回指導していた計画書の提出を。

○清水総務局参事

本人から処理計画が出てきているので、もし処理計画を求めているとすれば、「その考え方というのは知りたい」という感じになるかなと。その実際の現場を全て分からないまま言っているので申し訳ないですけど。

○片山廃棄物リサイクル課長

前に言っているんだったら、早く出せよというので。

○清水総務局参事

そう。もう出てきているじゃないですか。本人から出してくれているので、ただそれを履行されていない状況があれば、どんどん廃棄物が増えていって、当初よりもその現場にある廃棄物の量が増えているから、これでは全体を網羅してないので、もう1回、今の状況で処理計画を出せというような経緯なんですかね。

○片山廃棄物リサイクル課長

記録をもう一遍確認してみますね。文書があるのか、口頭なのか、そこも含めて確認します。

○清水総務局参事

あと、次のポツで、「資金難であることを理由に「 にやらせる」とはぐらかして事実上、県の指導を拒み続けた」と書いていますが、これって事実関係に出てくるんですけど。

○片山廃棄物リサイクル課長

これはあるよね。言葉として伺っています。

○清水総務局参事

事実関係の中には入っていたんですけど。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理

公文書の中にもあります。

○片山廃棄物リサイクル課長

これ、記載がある文書があります。この事実関係の中の言葉の中に、チョイスしていない可能性があります。それでいくと、事実関係にこの言葉を入れておけば合います。

○清水総務局参事

そうですね。ここに持ってくるんだったらあった方がいいかもしれないですね。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理

日金町の方ですけどいいですか。

○片山廃棄物リサイクル課長
(だとすると⑥区域では)ないでしょうね。

○清水総務局参事
日金？⑥区域の話じゃないってことですか。

○片山廃棄物リサイクル課長
ない。

○清水総務局参事
ソリが合わないかもしれないですね。

○片山廃棄物リサイクル課長
逆に、ここは取っちゃって、経過が分かるように。

○清水総務局参事
なので、これがなくても東部健福の指導に従うというのは間違いないので、従ってないですもんね。

○片山廃棄物リサイクル課長
そうですね。なくてもよければ、消して簡単にします。

○清水総務局参事
あと、この部分で、この一番下のポツのところで、一番最後に「平成22年改正法をもとに」というくだりがありますが、ここも平成22年までと、平成23年から書き分けた方がいいかもしれないと思ってですね。平成22年までの対応としては、やはり(行政)処分の対象になるのが「(廃棄物の)処分」とされていたので、処分した者ではない[]に行政処分を行うのはなかなか厳しかった。で、それはやむを得ないとしつつ、ただ、平成23年の法改正以降については、(廃棄物の)処分だけではなくて(廃棄物の)処理全体が(行政処分の)対象になったので、かつ(土地の)所有者にもいける(行政処分できる)ことになったと思うので、そのどれかをとらまえて、[]への行政処分も弁護士への相談もした上で、検討する余地があったんじゃないかみたいな、そんなふうには書き分けても。

法改正される前までは、やはり武器が少なくてなかなかやれないところがあると思うので、その法改正前後で県としての武器の種類が変わってきているので、それを踏まえてどうかというのがあってもいいのかなど。

○片山廃棄物リサイクル課長
書き分けます。

○清水総務局参事

27ページから28ページにかけての、この28ページの1行目に「残存するがれき類等」と書いてあったんですが、これは⑥区域だけのこと言っているんですか。それとも、①区域とか④区域だとか⑥区域だと、そこの全部を包含しているんですか、覚書にあった瓦礫類って。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理
瓦礫は⑥区域しかない。

○清水総務局参事

これ、⑥区域のことを言っているでいいですか。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理

と思われます。覚書にはどこの瓦礫とは書いてないので。

○清水総務局参事

ただ、当時、瓦礫類があったのは⑥区域しかないという。分かりました。

あと、28ページの1ポツ目というか、「東部健福は」から始まっているところですが、清潔保持義務の履行を促した、と書いてありますが、これだと「何をして」と相手に促したのか分からないので、具体的に何をお願いしたのか、書けるなら書いた方がいいのかな、と思ったので。

○片山廃棄物リサイクル課長

促した、どこですか。1ポツ目。

○清水総務局参事

1ポツのここ、東部健福って。

○片山廃棄物リサイクル課長

はい。ここか。

○清水総務局参事

それで、2ポツ目の「東部健福は2013年1月に」というところの文章で、「 による撤去が現実的かつ速やかな事案の解決であるとも考え」って書いてありますが、これは公文書にこういうふう書いてあるんですか。ここ、事実関係のところなので。

○片山廃棄物リサイクル課長

書面上、ないと思います。

○清水総務局参事

これは、なので、文書とかを確認した、今の我々が公文書から見てそういうふうに想像するという。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。

○清水総務局参事

そうすると、事実関係からこの表現は除いた方がいいのかなと思って。

○片山廃棄物リサイクル課長

ここにはない方がいいということですね。

○清水総務局参事

ええ。

○片山廃棄物リサイクル課長

「あったことから」か、そうすると。

○清水総務局参事

それで、もしこれだとしたら考察にそういう表現を持ってきた方がいいです。

あと、考察の方に行って、1ポツ目で「所有権移転を理由に当該がれき類等を処理する責任はなかった」と書いてあるんですが、これ、■■■■さんの話ですけど、裏を返すと、■■■■には所有者として処理する責任があったと読んでいい、ということなんですか。そういうわけではない。

○片山廃棄物リサイクル課長

責任は、法律上はないですね、■■■■には。

○清水総務局参事

■■■■にはないんですけど、「(■■■■には)所有権移転を理由に処理する責任はなかった」というのは「所有者として処理する責任はなかった」と読めるかなと思って……。そうすると、■■■■には、所有者だったときには、所有者として処理する責任があったと読んでもいいことになるんですか。自分の読み方が変なんですかね？。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理

廃棄物が自分の土地に置かれているという状況の保管責任についての話ですので、瓦礫の処理責任のことまで言っているわけではないです。

○清水総務局参事

なので、■■■■さんが保管しているわけではないよ、ということを言っている？。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理

要は、保管の責任について触れているところなんです。

○清水総務局参事

なので、所有権は移転したけど、あくまでも土地の上にある廃棄物を保管というか、置いているのは、■■■■の状態は変わらないのであって、所有権移転していたからといって■■■■さんが保管をしている状態にはならない、ということを言っている？。

○片山廃棄物リサイクル課長

土地所有権と廃棄物がそこに置かれているところは直接は。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理

保管責任は、当然、■■■■にも出てきますけど、処理責任まではないということです。

○清水総務局参事

保管は処理じゃなかったんでしたっけ。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理

法の定義の話ではなくて、土地にある廃棄物について保管、自分の土地の上にごみがあるのだから、所有権が移れば、当然、新しい(土地所有者である)■■■■が廃棄物を流出したりしないように適正に保管する義務は、当然、移ってくるはずという考え方です。ただ、廃棄物の処理責任があるかという、その廃棄物を処分しなければならない義務が■■■■にはないという説明をしたいんですが。

○清水総務局参事

なるほど。なので、民法上の義務はあるけど廃棄物処理法上の義務はない、そんなイメージですか。それとはまた違うのかな。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理

当然、土地の管理者、所有者という意味では民法的な考え方になると思いますけど。

○内藤総務局長

流出しないようにする義務はあるけど、それをどこかへちゃんと適正に。

○清水総務局参事

廃棄整理法に基づいて処理。

○内藤総務局長

やる義務はないということ。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理

そういうことです。

○清水総務局参事

ないということですね。分かりました。

次の考察の2ポツ目の最初の「速やかな事案の解決であるとも考え」となっているところが、多分、考えられる、みたいな形にするのかなというところと、あと、後段の方に「法第5条の規定に基づき土地所有者に対し、その解決を求めるケースがある」となっていますが、もし何か、こう書いてあるということは何かの具体例があるということだと思うので、その具体例を示すことができた方が説得力が出るかなって。本県じゃなくてもいいですが、本県の例があれば一番いいと思うのですけど。

○片山廃棄物リサイクル課長

例として、行為者が不明のまま不法投棄されたという事例を出していますが、それをもう少し書くということですかね。

○清水総務局参事

なので、こういうケースがあるという、実際に……。

○片山廃棄物リサイクル課長

実際に行方不明のまま不法投棄された廃棄物に対して、法5条で、法に基づいて土地所有者に解決を図るよう指導したケースがあるので、というか、文言だけ修正するのはまた別ということですか。

○清水総務局参事

なので、細かいですが、もうちょっと具体例というんですかね。

○片山廃棄物リサイクル課長

これが具体例というつもりで書いているんですけど。

○清水総務局参事

こういう状況にあったときには、実際にどういう事例だったかというのは手元にあるということ
でいいんですかね。

○片山廃棄物リサイクル課長

こういう事例はかなりあるので、もう少し事例的に書かって感じですかね。

○清水総務局参事

具体のイメージがあった方が、あくまでも説得力だけの話なんですけど。うちの県だとなおい
いなというのがあるんですけど……。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理

これ、よくある話なので、県内でも複数あります。

○清水総務局参事

あるんですか。分かりました。

あと、次は、考察の3ポツ目で、真ん中ら辺以降で、「2009年から、所有権が移転後の2013
年11月までに不定期に」というところがありますが、所有権が移転した以降も
■にちゃんとアプローチしていたんだよということを言うのであれば、所有権移転以降の取組を、
この「2009年から」って入れちゃうと所有権移転する前の話になっちゃうじゃないですか。2011
年だと思うので。

○片山廃棄物リサイクル課長

移転以降か。

○清水総務局参事

■に移転以降もちゃんとアプローチしていたんだよということを言うのであ
れば、2011年以降のことを書かないとちょっと変かなと思って。

(今日の資料の)事実関係には、所有権移転以降の関係だと■さんへのアプローチの関係
が、多分、ほとんどになっちゃっているんで、■へアプローチした状況も事実として入れてお
いた方がいいかなと。

○片山廃棄物リサイクル課長

事実関係の記録と書けるか、入れて説明できるかということですね。

○内藤総務局長

2009年から2013年11月までに20回以上電話連絡したというので、移転した2011年から
2013年11月までは何回電話したんですか。

○片山廃棄物リサイクル課長
その記録ってすぐ出るかな？

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理
すぐ出ない。

○内藤総務局長
2009年から11年まで19回電話して現地確認を1回しかしていない、それだと困るなという話
ですよ、清水さんが言っているのは。

○清水総務局参事
そうそう。なので、移転する前はもうここでは触れなくてもいいのかなという。

○片山廃棄物リサイクル課長
下火になったのかというところがちゃんと分かるようにということですね。分かりました。

○内藤総務局長
あと、ここって、「■■■■等への指導等が下火になっていたという指摘は当たらない」って、これは
誰が指摘しているんでしょう。

○清水総務局参事
そう、指摘はそうです。指摘はしていないので、ここはあくまでも論点なので、■■■■にも並行し
てアプローチしていたので。

○片山廃棄物リサイクル課長
分かりました。表現は考えます。

○内藤総務局長
自分で論点を、どういうふうな論点をしているのかを主体的に。しっかり指導していたよという
ことをおっしゃりたいんですね。

○清水総務局参事
次は29ページの(4)の事実関係の3ポツ目、「東部健福は」「解決を促すべく、■■■■に計画の
作成を求め」「協議を行うよう重ねて指導した(指導票交付5回。面会指導7回)」と書いてありま
すが、期間も分かるようにしたほうがいいかなと思って。

○片山廃棄物リサイクル課長

いつからいつまでの間にとか。

○清水総務局参事

なので、やはり年1回だとか、その後の考察も考えたときに、そこら辺、ネガティブな要素になっちゃうかもしれないですが、そこはちょっと事実関係としてあるので。

○片山廃棄物リサイクル課長

こっちから拾っていくのではなくて、もう書いちゃう方がいいですね。

○清水総務局参事

まとめてしまうと、回数は確かにそのとおりですが、そこにどのぐらいの時間があつたかというところが見えなくなってきちゃうので、そこは後の考察にも関係してくるんですが。

次が考察の1ポツ目の最後の方で、「許容した指導対応は、法に規定する再生利用の目的からは一定の妥当性がある」と書いてありますが、これが意味が取りにくくて、目的から一定の妥当性というのは、やっぱり何で妥当という理由になるのか、ここが意味が取りにくいなと思います。

○片山廃棄物リサイクル課長

国がリサイクルを推進しているというところがあつて、廃棄物であっても、いわゆる再生利用できるものは再生利用させるという方針があるので、そのルールに基づいていけば使えますよというところなんです。

○清水総務局参事

今言っていたことを書いた方が分かりがいいと思います。

あと、次の考察の2ポツ目で、まず2行目の「産業廃棄物処理施設の無許可設置行為」とありますが、ここも意味が取りにくいなと思って。恐らく法律の解説的にはこうなるのかなと思うんですが、もうちょっと分かりやすい言い方があればそっちの方がいいかな。具体的にどうというのは言えないですが。

あと、3行目で、埋め立てた行為は、法律上、「無許可設置行為が疑われる」と書いていますが、■■■■氏は自社処理が認められる立場の人ではないと思うので、自社処理ができない■■■■氏が「廃棄物を埋め立てたって行為」は「疑われる」（という表現）でいいのかなと思って（無許可設置行為と言い切ってよいのではの意）。違反しているのを最終的に決めるのは裁判だということであれば別ですが、そもそも自社処理できない人であれば、「自社処理だからこれに当たらない」という主張はできないわけで、「と思われる」なのか、「に当たると思われることから」とか、それじゃ言い過ぎになっちゃうんですかね。

○内藤総務局長

要は、疑いじゃないでしょうという話ですか。

○清水総務局参事

そう。それは、実際、指導したときに何と言っているかというのはあるんですけど、たしか公文書にもこういう表現は、無許可設置行為というのは公文書の中にも書いてあった気がするんですけど。

○片山廃棄物リサイクル課長

分かりました。

○清水総務局参事

あと、3ポツ目に「■■■■の言質に期待して」と書いてありますが、ここもちょっと意味が取りにくいなと。「言葉を信じて」とかでは駄目ですか。

あと、3ポツ目の3行目で「速やかな解決に向けて指導を重ねたと考えられる。」「東部健福による指導がその後、年1回程度の形式的な指導になっていった」とありますが、指導を重ねたというのは、その後の年1回程度の指導のことになるのかなと思って。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。

○清水総務局参事

そうすると、「その後」というのは何か、指導を重ねたその後にという。この「その後」もちょっと。

○片山廃棄物リサイクル課長

重ねたということと年1回程度ということで、ここでもう重複しているんじゃないかって話ですね。

○清水総務局参事

そうですね。なので、指導を重ねたって、この年1回程度の指導のことを言っているんですよ。そうすると、「その後」って要らないのかもしれないと思って。

○片山廃棄物リサイクル課長

なるほど。そうですね、はい。

○清水総務局参事

あと、ここのポツの最後の締めで、「当時、厳格な指導が続いていたとは言えない」という締めになっていますが、(今年の)9月の常任委員会での議員からの質問に対する答弁を考えると弱いかもしいないと思っています。もうちょっと厳しめに突っ込まれていましたよね。

○片山廃棄物リサイクル課長

突っ込まれました。

○清水総務局参事

どこまで言えるのかはともかくなんですけど。

30ページ目に行って、最初のポツのところで、国の指針とかを引用して「措置命令の発出に向け」というところまで、前半の書きぶりが回りくどく見えて、例えば、「国の指針では、最終処分場でないところに廃棄物が埋められた状態というのは、生活環境保全上の支障の発生のおそれにあたる」とされていることから」というようなつなぎにして書くことができるのかもしれないと思ったのと、あと、最後の締めところで、「措置命令の発出に向け、さらに検討する必要があると言える」と書いてありますが、さらに検討というのは何を検討するのかよく分からないと思って、措置命令の発出を検討する余地があったとかでもいいかな。

○片山廃棄物リサイクル課長

はい。そうですね。

○清水総務局参事

今度は(5)の事実関係の3ポツ目で、これも言葉の関係になってしまって恐縮ですが、「東部健福は、“木くず”の処分者等を特定できなかつたが」となっていますが、この処分者等というのは、どういう行為を行った者のことを言っているのかなと思って。処分というと、もう本当に最後の処分という感じがしちゃうので、搬入した者だとか、運搬した者だとか、そういう方がいい感じがします。

○片山廃棄物リサイクル課長

搬入したという方が分かるね。

○清水総務局参事

この処分者等が何をイメージしているのか、があるんですけど。

○片山廃棄物リサイクル課長

造成したやつは関係ないのか。

○清水総務局参事

混ぜた人なのか、持ってきた人なのかというところの、この処分者等というのは何をした人たちというイメージで書いているのかなと思いました。

○片山廃棄物リサイクル課長

何をした人か分かる方がいいんじゃないか(ということですね)。

○清水総務局参事

そういう表現の方がいいのか。処分というと、本当の処理の中の一つの形態の処分と勘違いしちゃう。

考察の2ポツ目のところで、最後に「■■■■に任意の指導を行った対応は概ね適切であった」とあって、この任意の指導というのがどんな指導なのか例示があってもいいのかなと思ったのと、あと、「概ね適切」と書いてありますが、この「概ね」というのはどういう意味合いかなと思って。

○片山廃棄物リサイクル課長

最初、取ろうかどうか迷ったんですけど、次善の策なんで。

○清水総務局参事

その「概ね」がついていると、何か駄目なところがあるような気がしちゃって。

○片山廃棄物リサイクル課長

ここは次善の策と言っていたので残したという意味合い。残したというか入れたというかね。

○清水総務局参事

あと、31ページの一番上の行で、「■■■■が関わっているとは考え難い」で止まっているので、論点が「行為者の特定に係る対応は適切であったか」となっているものですから、「考え難く、現所有者の関与について、当時、調査しなかったこと事態は問題はない」と考えると、たしか特別委員会の提言の中で、現所有者の関与について調査したのかみたいなことがあったような気がするので、それも踏まえて、「調査をしなかったことについては」って入れてもいいのかなと思います。

(6)の事実関係のところ、聞き取り結果ということで囲みで入れてくださっているんですけど、囲みをやめちゃって、2ポツ目にして、「また、当時の担当職員に聞き取り調査を行ったが、処理状況を確認するような対応を行った記憶がなく、当該廃棄物が適正に処理されたかを確認することはできなかった」というように書いてもいいのかなと思ったものですから。

○片山廃棄物リサイクル課長

そっちの書き方にします。

○清水総務局参事

それと、考察の2ポツ目で、「これらを移動した■■■■や■■■■に処理計画を報告させる指導が取られたと考えられるが」と書いてありますが、こう考察するのは何でしたっけ。

○片山廃棄物リサイクル課長

そこに廃棄物ないしは土砂、移動された木くずないしは土砂への対応は適切であったかということなので。

○清水総務局参事

この「処理計画を報告させる指導が取られたと考えられる」というのは、何の事実から取られたと考えられる、と考察するのかなと思って。

○片山廃棄物リサイクル課長

当然してたんじゃないか、記録はないけれども、通常対応としては、「どうやったか報告しろ」と指導するのが一般的なので、当時、そうやったんじゃないかと我々が推測したということです。要らないですかね。

○清水総務局参事

いや、分からないです。なので、どこから持ってくるのかなというのがちょっと。

○片山廃棄物リサイクル課長

ここはどこかに書かれて、それを引用したとかということじゃないので。

○清水総務局参事

逆に言うと、廃棄物って結構いろんな書類がちゃんと残っているじゃないですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

はい。

○清水総務局参事

ちゃんと残っている中でこれが残ってない、ということは、逆に言うとやっていなかったんじゃないかという推測も働くかと思うんですg、そこはこういうふうに言っちゃっていいんですかね。

○片山廃棄物リサイクル課長

やったかどうか分からないのに、通常やっているからこの時もやっていた、と言えるかどうかというところですかね。なるほど。

○清水総務局参事

それで、廃棄物は本当に書類がちゃんと残っているのに、逆にその廃棄物の書類が残ってないとすると、やっていたと考えられる、と言えるのかどうかなのかと感じました。

○片山廃棄物リサイクル課長

なるほど、分かりました。

○清水総務局参事

じゃあ、ここは何て書くんだったってことになってしまいますが。

○片山廃棄物リサイクル課長

ちょっとここは、表現を考えます。

○清水総務局参事

32ページの上から1ポツ目の「源頭部進入路付近に下ろされた土砂への瓦くず、陶器くず等の廃棄物と同じ性状の土砂であることを確認した。」とありますが、何かちよつとつながらない、何かの言葉が足りないかもしれないって思ったんです。

○片山廃棄物リサイクル課長

「進入路付近に下ろされた土砂と同じ性状で」と言っちゃう方が分かるんですかね。

○清水総務局参事

そうですね、読んでいて何かが足りないなって、足りないのか。

○片山廃棄物リサイクル課長

廃棄物と同じ性状の土砂。

○清水総務局参事

廃棄物と同じ性状の土砂。「土砂への瓦くず、陶器くず等の廃棄物と同じ性状の土砂」というのは足りない感じがする。

○片山廃棄物リサイクル課長

何となく分かりました。

○清水総務局参事

あと、32ページの考察の2ポツ目の後段で、「当時は当該廃棄物の処理先等を■■■■に報告させる確認作業が対応として考えられるが、そうした記録が残されていない点は適切とは言えない」と書いてありますが、これは対応としては考えられるけど、そういう記録が残ってないから、その記録が残っていないことが問題だよと書いてあると思うんですけど、これは、記録が残っていないことが問題ではなくて、確認作業をしていない、「対応として考えられるが」ということだから、さっきのやつは「対応としてやっていたと考えられるが」となっていたんですけど、これはこういう対応が考えられるけどそういう記録が残ってないから、そういう記録がないことが問題だという締めになっているんですけど、こういう対応は考えられるけど、記録がないというのはそれをやってないから、そういうのをやってないことが問題だというような書きぶりになるのかなと思ったんです。

○片山廃棄物リサイクル課長

やってないことが問題だ……。何をやってないことが、確認をやってないことが？。

○清水総務局参事

■に報告させる確認作業をやるのが当時の対応としては考えられるが、そういう記録が残っていない、その記録が残っていないのが問題だ、となっていますが、その記録が残っていないのが問題ではなくて、やっていないから記録がないのであって、それを。

○片山廃棄物リサイクル課長

やってないかどうかは分からないんですよね。やったかどうか分からないから。

○清水総務局参事

そうすると、記録が残されていない点ではないんですよね。やっているかどうか分からない、で止まってしまう。

○片山廃棄物リサイクル課長

やっていたかどうか分かる記録があるべきだった点では、記録がない、残されていないのは適切ではないとは言えない、ということですかね。

○清水総務局参事

いや、なので、やっていたかどうか分からないんだとしたら、記録があったかもしれないし、なかったかもしれない。やってなければいいし。

○片山廃棄物リサイクル課長

やっても、記録上、残してないという可能性はあります。

○清水総務局参事

それはあるんですが、記録が残っていないことが問題なのかなと思って、やっていなければ記録が残っていないのは当たり前なので。

○片山廃棄物リサイクル課長

記録が残されていない点は適切とは言えないという。

○清水総務局参事

記録が残されていない点は適切とは言えないということは、やっている前提ということですよ。やっているのに残っていないのは問題だという理屈になると思うので、ここはそうじゃないんじゃないかなと思っていますね。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうすると、やっていたという記録を残しておく必要があったと言える、と書けばいいんですかね。

○清水総務局参事

でも、そこは、やっていたかどうか分からないんですよ。

○片山廃棄物リサイクル課長

分かりません。

○清水総務局参事

なので、記録云々の話じゃないのかなという気がしているんですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

逆にどうやって書くのが。

○清水総務局参事

逆に、「その対応として考えられるがその事実が確認できない」ぐらいになってしまう。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね、やっていたかどうかは。

○清水総務局参事

分かりませんもんね。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。上のところで当時の担当職員に聞いた、ここ、ヒアリング結果になっている。調査結果と同じですね。

○清水総務局参事

そうですね。あとは、これを踏まえると、やっていなかったことが推定されるかというふうに、どこまで踏み込んで言うかどうかというのはあるんですけど。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。やっていたとも考えられる。どういう書き方ができるかですね。

○清水総務局参事

これもやっぱり廃棄物は本当に書類が丁寧に残っているので、と思うと、やっていけば残した

んだらうなという気がするものですから、ないってことはやってないという推定の方が働いちゃうかもなというのは。

○片山廃棄物リサイクル課長

だけど、そこは手が回ってなくて記録を残せなかったというのもあるかもしれないですけどね。

○清水総務局参事

以上です。長々と恐縮です。

○内藤総務局長

大分チェックがたくさんありましたが、大丈夫でしょうか、片山さん。

○清水総務局参事

自分もいろいろ言った手前、年末年始に考えてみようと思います。

○内藤総務局長

今、清水さんも指摘してくれたので、1点確認したいのは、30ページの一番下のところで、「**■** **■**氏が関与するならば、**■**から土地を取得した2011年2月以降と考えられる」から関わっていると考えられない。それはそうだと確かに思うんですが、なぜこれ、特別委員会はこういう提言をしてきたのかな、何を言いたかったのかな、と思って。だって、分かりきった話なんですよ。

○清水総務局参事

恐らく**■**の話が関係しているんですよ。**■**、所有者に命令出しているじゃないですか。熱海市が所有者に命令を出している事例があるというのが**■**の案件のことを言っていて、**■**がどういう案件なのかというのを、多分、特別委員会の中ではそこまでちゃんと理解されていない可能性もあるかもしれないなど、当時、思った記憶があって、**■**のやつは廃棄物が境内でしたっけ。

○片山廃棄物リサイクル課長

敷地内。

○清水総務局参事

敷地内に廃棄物があった上に、**■**、敷地の所有者の人がその上に土をかぶせちゃったんですよ。で、埋め立てた。埋めちゃったので、埋めたって行為がもう廃棄物の処分に当たるといって、そんな感じだったです。なので、所有者だけど、そういう行為をした当事者という形になるので**■**に対して命令を出した、という理解でいいんですよ。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理
土地所有者に命令をかけたわけじゃない。

○清水総務局参事
なので、所有者イコール行為者だった。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理
■■■■が黙認をしているという行為が。

○清水総務局参事
黙認ということになるんですか。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理
それに対して、もう所有者であるということなんで、土地所有者だから命令を出せたということではない。

○清水総務局参事
それでは、命令を出せる人たち(法律上、行政処分の対象となっている者)の中の「土地所有者」に該当するからということで命令が出たということになるってことですよ。幾つか命令を出せる人たちがいるじゃないですか。その中に土地所有者のあれがあって。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理
それでかけたわけではないです。

○清水総務局参事
やっぱり土をかぶせたから。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理
土をかぶせるという行為について、■■■■の中で、そういう行為が行われるということの中で決議しているから、その決議をしているということについて、土砂を搬入することに対して結果的に黙認をしているから実行行為者である、との考え方です。ですので、土地を貸したとかそういうことではなくて、廃棄物を処分をした実行行為者である、という考え方になっていますね。

○清水総務局参事
それは、なので、土をかぶせた行為が廃棄物の処分に当たる。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理
廃棄物が埋められたということが処分行為であるということですね。

○清水総務局参事

埋めた人は土地所有者である[]ということで、処分した人が所有者だったという形になるということですけど。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理

処分した人が[]であったということですね。

○清水総務局参事

だから、土地所有者でもあるということですね。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理

[]は土地所有者でもありますので、なので、土地所有者に対してかけたということ。

○清水総務局参事

だから、土地所有者だったことで。ただ。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理

黙認をしたということですが、[]が。

○清水総務局参事

周りから見たら、周りというか、一般の人から見たら、所有者に命令出したというふうに見えているということですね。なので、所有者に命令を出せるというふうに、多分、捉えられてしまう。所有者にも命令を出せるんだという前提で、恐らく特別委員会的时候には理解されちゃったんじゃないかなと思うんですけど。

○内藤総務局長

命令を出せると。

○清水総務局参事

ええ。伊豆の[]では所有者にも命令出しているじゃないですかって、何でこっちは所有者に命令出さなかったんですかという、多分、そういう考えだったと思うんですが、実際は違うということですね。

○内藤総務局長

そういうことか。分かりました。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理

そもそも時系列が違うので、私も内藤局長がおっしゃられたように、時系列的に見るとタイミングがずれているのでおかしいなどは思います。

○内藤総務局長

■■■■の事例と同じような事例だったとすれば、所有者に命令出せるんじゃないかということですね。

○清水総務局参事

多分、そうです。

○内藤総務局長

委員は思ったんでしょうね。

○清水総務局参事

じゃないかな。熱海市もそういう説明をしているので。

○片山廃棄物リサイクル課長

そこはそう書いた方がいいかな。でも、行為者。

○内藤総務局長

でも、別にいいんですよ。この記載で全然問題ないんですけど、ただ、そもそも特別委員会が何でこんなことを言ったのかなと思ったものですから。

○片山廃棄物リサイクル課長

あのときも言葉を、私が土地所有者に対してかけた、と言ったら、■■■■さんが「土地所有者じゃない、これ」って言って、実行者というか行為者だろう、と言い直したので。

○内藤総務局長

特別委員会の提言は終わりなんだよね、でも。土地所有者の廃棄物投棄への関与の有無について調査というかって書いてあるんですよ。土地所有者という言葉を使うと。

○清水総務局参事

なので、関与というのが、■■■■で言うところの土をかぶせたような、そういうことを■■■■さんがやっていないかどうかというのを調べろという……。

○内藤総務局長

何か誤解しているかもしれないね、委員がね。土地所有者にも命令できるんだみたいに言った人がいて……。

他に何かありますでしょうか。皆さん、よろしいですか。

私から、5番の再発防止の対策について、昨日、意見させてもらいましたので、二度は言いませんが、そこは、昨日、言わせていただきました。今後、検討をお願いします。

あとはよろしいですか。望月さんはいいですか。

では、すみません、ここまでにして、次第の2、その他、何かありますでしょうか。いいですか。

では、次第の3ですけど、次回の内容について、清水さん、お願いします。

次回は1月4日？。

○清水総務局参事

残っているのは砂防法の4回目と全体版。

○内藤総務局長

総括ですね。総括の方の原案を。

○清水総務局参事

砂防法は結構進んでいるので、別に4日にやらなくてもというのがありますが、全体版のやつが、今、まだお示しできるものがないものですから、年末年始に宿題としてやって。

○内藤総務局長

そこを一旦、お示ししたいということね。

○清水総務局参事

そうです。なので、そこをお示しをして、ちょっと御説明をして、できれば1月9日の日にそれに対して御意見をいただけるような、そんな流れでお願いできたらなと思っている。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

御意見はいつ。

○清水総務局参事

なので、9日。

○内藤総務局長

もともと9日、10日って予定は入っていますよね。そこでいきなりということだとちょっとなかなかということで、総括編について4日の日に。また1時15分とかで。

今日の会議はこれで終了いたします。お疲れさまでした。